

医療費個人未収金の回収業務の委託のお知らせ

当院では、回収困難となっている未収金について、2018年3月より「紀尾井町東法律事務所」へ回収業務を委託することとなりましたので、お知らせいたします。

医療費の自己負担金額については、多くの場合、速やかにお支払いいただいております。しかし、一部の方々においては、電話や文書などによる請求にもかかわらず、長期にわたりお支払いが滞る事例が複数発生しております。当院では、適切に収めていただいている方々と適切に収めていない方々との公平性を確保することを目的として、個人未収金の一部について、回収業務を弁護士事務所へ委託しました。

今後、当院からの再三の請求に対して、お支払いの意思を示していただけない場合には、委託先の「紀尾井町東法律事務所」から支払いについてご連絡いたします。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【委託業者】

紀尾井町東法律事務所 代表弁護士 前田 博之

住所 東京都千代田区麴町 3-7 半蔵門村山ビル 3 階

URL <http://www.kioichohigashi-law.jp/eastkioicho/>

2018年3月

利根中央病院

病院長